

二本木連合町内会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、二本木連合町内会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、安城市緑町1丁目25番地3に置く。

(区域)

第3条 本会は、二本木町、美園町(県営依佐美団地及び県営美園住宅を除く。)、緑町、二本木新町、三河安城本町、三河安城町を区域とする。

(組織)

第4条 本会は、前条に定める区域ごとに二本木町町内会、美園町町内会、緑町町内会、二本木新町町内会、三河安城本町町内会及び三河安城町町内会を設置する。

2 前項の各町内会を区域ごとに分けて組を設置する。

3 前項の各組を区域ごとに分けて班を設置する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 本会は、会員相互の連絡、福祉の増進、環境の整備、防災、公民館施設の維持管理、内外の諸団体との協力・協調等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 会員相互の連絡に関する事。

(2) 会員の親睦及び福祉厚生に関する事。

(3) 清掃、美化等の環境整備に関する事。

(4) 防災、防犯、及び交通安全に関する事。

(5) 公民館、その他資産の維持管理、運営に関する事。

(6) 市行政との連絡、協議、委託事務等に関する事。

(7) その他目的を達成するために必要な事。

第3章 会員

(会員)

第7条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有し、町内会費を納めた世帯を会員とする。ただし、この区域に隣接する町に住所を有する町民から入会希望があった場合は、当該町内会長の判断により、町内会費を納めた世帯を会員とすることができる。

2 本会に入会及び退会しようとする者は、町内会長に届け出るものとする。

3 前項の届け出があったときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

4 第3条に定める区域に住所を有しなくなったときは、退会したものとする。

(会費)

第8条 本会の会費は、定期総会で決定する。

2 会員に特別な事情がある場合は、会費を減免することができる。

3 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず返金しない。

第4章 役員等

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 連合会長(以下「会長」という。町内会長兼務) 1名

(2) 連合副会長(以下「副会長」という。町内会長兼務) 1名

(3) 会計(町内会長兼務) 1名

(4) 町内会長 6名

- | | |
|----------|-------|
| (5)組長 | 各組 1名 |
| (6)評議員 | 7名 |
| (7)会計監査役 | 2名 |

(役員を選出方法)

第10条 前条に定める役員を選出は、次のとおりとする。

- (1)会長、副会長及び会計は、原則として、各町の持ち回りとする。
- (2)町内会長は、各町内会の会員の中から1名を選出する。
- (3)組長は、各組の会員の中から1名を選出する。
- (4)評議員は、原則として、前年度の各町内会の組長の中から1名を選出する。
また、当年度の組長会議長は、評議員を兼務する。
- (5)会計監査役は、評議員会が選出する。ただし、1名は役員経験者からの選出とする。

2 前項により選出された役員は、総会の承認を得るものとする。

(役員職務)

第11条 役員は、次の職務を行う。

- (1)会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3)会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4)町内会長は、町内会を代表し、会務を総括する。
- (5)組長は、組を代表し、会員との連絡調整を行うと共に町内会活動に協力する。
- (6)評議員は、本会運営の課題、問題点等を審議する。
- (7)会計監査役は、本会の会計を監査し、定期総会に報告をする。

(役員任期)

第12条 役員任期は、それぞれ次のとおりとし、再任は妨げないものとする。ただし、再任の回数は1回限りとする。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1)会長・副会長・会計・組長・評議員・会計監査役 | 1年 |
| (2)町内会長 | 2年 |

2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(班長)

第13条 班長は、各班の会員の中から選出する。

2 班長は、班を代表し、会員との連絡調整を行うと共に町内会活動に協力する。

(事務職員)

第14条 事務職員の職務、採用等は、次のとおりとする。

- (1)本会に、事務職員を若干置くことができる。
- (2)職務は、事務一般とするが、連合町内会の運営や活動の推進にも協力する。
- (3)採用は、候補者を会長が選出し、町内会長会の承認を得て決定する。

第5章 総会

(総会の構成)

第15条 総会は、1世帯1名の会員をもって構成する。

(総会の種別)

第16条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年3月に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、又は会員の3分の1以上からの要求があった場合は開催することができる。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を開催するときは、会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、通知しなければならない。

(総会の審議事項)

第18条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 規約に関する事項
- (5) 会費改定に関する事項
- (6) その他の重要事項

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、全会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、出席会員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

ただし、二本木連合町内会規約の改正は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(書面又は代理人による表決)

第22条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決を委任することができる。

2 非常事態等で会員が一同に参集できない場合は、書面による審議のうえ書面表決にて決議する。

3 前2項の場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員に現在数及び出席者数(委任状及び書面表決者を含む。)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上の署名押印をしなければならない。

第6章 町内会長会

(町内会長会の構成)

第24条 町内会長会は、町内会長をもって構成する。

(町内会長会の開催)

第25条 町内会長会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(町内会長会の審議事項)

第26条 町内会長会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 組長会に付議すべき事項
- (4) 評議委員会に付議すべき事項
- (5) 事務職員の採用に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 第18条で定める総会の議決事項の中で、急を要する重要事項は議決執行し、次の総会で承認を受ける。

(町内会長会の議決)

第27条 町内会長会の議決は、町内会長の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第7章 組長会

(組長会の構成)

第28条 組長会は、組長及び町内会長をもって構成する。

(組長会の開催)

第29条 組長会は、毎月1回開催するほか、必要に応じ開催する。

(組長会の議長及び副議長)

第30条 組長会は、組長からの選出により議長及び副議長を置く。

2 議長は、会議の議事運営を行う。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代行する。

(組長会の審議事項)

第31条 組長会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 本会の事業運営に関する事項

第8章 評議員会

(評議員会の構成)

第32条 評議員会は、評議員及び町内会長をもって構成する。

(評議員会の開催)

第33条 評議員会は、原則3か月に1回開催するほか、会長が必要と認めたときは開催することができる。

(評議員会の審議事項)

第34条 評議員会は、会長が議長となり、次の事項を審議する。

(1) 本会運営の課題、問題点等に関する事項

(2) 会計監査役の選出に関する事項

(3) 総会に付議すべき事項

第9章 会計

(経費)

第35条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

第10章 会計監査

(会計監査)

第37条 会計監査は、会計監査役が会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

第11章 雑則

(委任)

第38条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、町内会長会で定めることができる。町内会長会は、定めた事項について次の総会に報告し、承認を得なければならない。

付 則

1 本規約は、平成17年4月1日から施行する。

2 本規約改正は、平成28年4月1日施行する。

3 本規約改正は、令和2年度二本木連合町内会総会議案の議決日から施行し、第7条第3項は、令和3年2月2日からの適用とする。

4 本規約改正は、令和4年4月1日から施行する。